

第2章 ハマースとイスラエル・パレスチナ和平プロセス

江崎 智絵

はじめに

イスラエルと PLO は、1993 年 9 月に調印された「パレスチナ暫定自治に関する原則合意」(オスロ合意)を皮切りに、幾つかの和平合意を締結した。しかし、その間の和平プロセスでは、和平合意の受入れを拒否し、交渉の進展を暴力によっても阻害する勢力が活動を活発化させた。本章が着目するハマースは、その一例である。

ハマースは、オスロ合意とそれに基づいて発足したパレスチナ自治政府の正当性を認めず、その統治を拒否し、1996 年 1 月に実施された第 1 回パレスチナ立法評議会選挙をボイコットした。そのため、ハマースは、自治政府による取締りの対象として和平合意の履行プロセスには組み込まれる一方、交渉の当事者とはみなされず、和平プロセスから排除されてきた。

ところが、ハマースは、2006 年 1 月に実施された第 2 回パレスチナ立法評議会選挙に参加し、最多議席を獲得した。このことは、ハマースが和平プロセスの当事者となる可能性を高めたが、結果的にハマースは、和平プロセスの当事者性を付与されることなく依然として同プロセスから排除されている。その間に、ハマースと、それまで立法評議会の第一党として和平プロセスを主導してきたファタハとの政治対立が生じたことは、和平プロセスの進展にさらに暗い影を落とすことになった。こうした中で当事者のみならず国際社会は、ハマースを和平プロセスにどう関与させていくのかという問いに直面せざるを得なくなった。

本章は、このような情勢認識に基づき、パレスチナの内政と切り離せない和平プロセスとハマースの関係について考察を加えるものである。和平プロセスは、ハマース・ファタハ・イスラエルの三者関係との相互作用によって進退を余儀なくされてきた。そうした中で、ハマースがどのような対応を行ってきたのかという点を明らかにしてみたい。

1. 和平プロセスに対するハマースの立場

ハマースは、1987 年 12 月に発生した第 1 次インティファダに伴い、「全パレスチナの解放」を目指して設立された¹。1988 年には、組織としての綱領が「ハマース憲章」として発表された²。近年、同憲章については、ハマースの前身組織であるムスリム同胞団の言説に基づいて一部の人々が草案したものであり、ハマースの総意を反映してはいなかった

ことが明らかにされた³。また、憲章は、制定後一度も改正されておらず、時代錯誤的であるとの指摘も受けるようになった⁴。こうした中で憲章は、1980年代のハマースの原則論であると認識され、2000年以降のハマース関連文書との関係で相対的に捉え直され始めた⁵。憲章に関する本論の立場もこの流れをくむものである。ただし、ここでは、オスロ合意後の一連の和平プロセス（オスロ・プロセス）に対するハマースの主張に基づき、その立場を整理する。

（1）声明にみるハマースの主張

1993年9月24日、ヨルダンのムスリム同胞団は、イスラームの金曜礼拝後に会合を開催した。同会合には、ヨルダンにおけるムスリム同胞団の政治部門とされるイスラーム行動戦線党の事務局長ハムザ・マンスールとともに、ハマースの報道官であったイブラーヒーム・ガウシャが出席していた。両人は、PLOとイスラエルとの間で締結されたオスロ合意がイスラエルによるパレスチナの不当な奪取を受け入れるものであるとして、1948年のナクバ以降、最大の危険であると強く非難した⁶。また、ハマースは、オスロ合意が自身を弱体化させるためのものであると認識し、PLOとイスラエルとの和平合意に基づいて発足したパレスチナ自治政府を糾弾する広報活動を展開すると同時に、和平プロセスに対する暴力的な行動に訴え始めた⁷。

オスロ・プロセスは、イスラエルのイツハク・ラビン首相の暗殺後に発足したネタニヤフ政権下で一時減速された。それに伴い、ハマースによるテロ攻撃の頻度も低下したといわれた。オスロ・プロセスが活性化されたのは、1999年7月にバラク政権が発足してからであった。11月、オスロでエフード・バラク・イスラエル首相とヤーセル・アラファート PLO議長の首脳会談が開催された。それに際してハマースが発出した声明⁸には、オスロ・プロセスがもたらしたものへのハマースの見解が示された。それによると、オスロ合意から6年の間に入植地は拡大され、土地の没収は続き、住宅は破壊され、人々は自治政府および占領当局によって抵抗活動を抑圧され、エルサレムがユダヤ化され、難民・避難民を問わず権利を破棄され、ジハードおよび抵抗の権利も剥奪され、自治政府の治安部隊は占領当局および米国中央情報局と協力して聖戦士を追い詰めてきた。ハマースは、シオニストが軍事活動を通してバルフォア宣言の約束を実現してきており、抵抗とジハードが敵を弱体化させ、領土を解放し、国家を樹立する唯一の方策であることを確認した。

2000年7月末に米国がキャンプデービッド交渉の失敗を明らかにすると、ハマースは、その結果が当初から予想されていたものであり、成功していた場合でもそれはシオニストと米国の条件を黙認したに過ぎず、パレスチナ人が代価を支払うことになったであろうと

の声明を発出した⁹。その上で、ハマースは、ジハードと殉教こそが領土と聖地を解放するための手段であると主張し、和解のためのプロセスを拒否した。

2006年1月25日に第2回パレスチナ立法評議会選挙が実施されると、ハマースが第一党となった。中東和平四者協議（カルテット）は、ハマースが和平合意の履行主体である自治政府を率いる可能性に直面し、その場合でも支援が継続されるためには、ハマースが暴力の放棄、過去の合意の遵守、イスラエルの生存権承認という3条件を受け入れるべきだとした。ハマースが同3条件の受入れを拒否し、パレスチナ自治政府に対する国際的な支援は停止された。

2007年11月、中東和平に関するアナポリス国際会合が開催され、イスラエルのオルメルト首相とアッバースPLO議長兼自治政府大統領は、和平交渉の再開に同意した。ハマースは声明の中で、ファタハがヨルダン川西岸においてアナポリス会合に反対するデモを禁じ、反対派を逮捕していたことを受け、ファタハがアッバース大統領に対する支持の獲得に失敗したこと、また、人々の声に耳を傾けず、日々権威主義的になりつつあることを指摘した¹⁰。そして、ハマースは、西岸での抑圧的な状況がガザ地区における自由の度合いを示す証拠になるとした。

2010年9月2日、ワシントンでイスラエルとパレスチナとの直接和平交渉が再開された。これに際してハマースの広報局は声明¹¹を出し、敵であるシオニストとの直接和平交渉を拒否するとの立場を確認した。ハマースは、中間選挙を目前に控えた米国と、ヨルダン川西岸における入植地の拡大、エルサレム及びアル＝アクサー・モスクのユダヤ化、「ヘブライ国家のユダヤ化」の名の下での帰還権の放棄などを意図するシオニストの願望に応じて交渉が再開されたに過ぎないとの見方を示した。そして、ハマースは、「マフムード・アッバース、サラーム・ファイヤードおよびオスロ・チームが代弁するのは自身のみであり、パレスチナ人およびその願いを語ることはない」とした。その上で、ハマースは、パレスチナの統一こそが抵抗の基盤であること、抵抗が原則を守り、人々の権利を回復するための不動の手段であることを強調した。なお、直接和平交渉が再開される数日前からは、ヨルダン川西岸地区でユダヤ人入植者に対する攻撃が続発しており、ハマースの関与も指摘されていた。

（2）ハマースの現状認識

上述したハマースの声明の背後には、以下のようなハマースの現状認識が横たわっている¹²。まず、ハマースは、パレスチナにおけるシオニストとの紛争を現在も続く紛争で、その原因が解消されない限り収束し得ない現代の紛争と捉えている。ハマースは、敵であ

るシオニストとの闘争のためにジハードの旗を掲げており、あらゆる手段を駆使しパレスチナからシオニストの存在を一掃するためにも、パレスチナ人が全エネルギーを集結すべきとしている。ハマースは、解決策の中でパレスチナの領土のいかなる部分をも無視することはなく、また、シオニストによる占領の正当性を承認することもないとしている。

ハマースは、ヘブライ国家の存在をアラブおよびイスラーム世界の発展に対する抑圧とみなしている。そして、それは、シオニストがアラブおよびイスラーム世界の軍事力の結集をユダヤ国家の根本的な危険と認識しているからだとして理解されている。そのためハマースは、同世界の一員としてシオニストに対する軍事行為を自身の戦略的手段として重視している。

占領に対するハマースの抵抗は、マドリード会議の開催以前に始まっており、ユダヤ国家と近隣諸国との政治的和解を達成しようとする和平プロセスとは結び付かない。一方、ハマースは、あらゆる国際的な主体と対立しているわけではなく、加えて、別の国の利益に依拠して行動しているのでもない。シオニストの占領に対する抵抗の領域は、占領地パレスチナの内部に限られている。

政治的な和解について、ハマースは、和平の開始には反対しないが、パレスチナ人が自由、帰還、独立という権利を実現できる公正な平和が生み出されるべきであるとしている。ハマースは、オスロ合意を始めとする諸合意がパレスチナの領土におけるシオニストの主権の正当性を保証するものであること、PLO が真にパレスチナ人を代表してはいないことを指摘し、それらの締結に異議を唱えている。

これらに基づき、ハマースが和平プロセスに反対する要因として着目したいのは、パレスチナ側の交渉主体との関係およびイスラエルとの関係がそれぞれ存在するという点である。まず、ハマースは、パレスチナ側の交渉主体が全てのパレスチナ人を代表しているとは言えないことに固執している。この点でハマースが 1991 年 8 月、PLO への加盟を要請したことは注目に値しよう。

続いて、ハマースは、イスラエルとの全面对決を辞さない構えを示しており、パレスチナにおけるイスラエルの存在およびその正当性を承認しないという姿勢を示している。しかし、次に示すように、この点においてハマースの立場には、変化がみられる。

2. ハマースとイスラエルとの関係

過去のハマース指導部の動きには、憲章に明示された立場とは必ずしも合致しない事例も散見される。例えば、1988 年、ハマース幹部のマフムード・ザッハールは、イスラエルのシモン・ペレスと秘密裡に会談し、イスラエルとの間の停戦を含むハマースの解決案を

提示していた¹³。この停戦提案についてハマース幹部のイスマール・ハニーヤは、「本流のフドナ（停戦）」と「暫定的なフドナ」をイスラエル側に提示したが、どちらも拒否されたと発言していた¹⁴。本流のフドナとは、パレスチナ全土がイスラエルによる占領から解放されることを、暫定的なフドナとは、1967年6月以降にイスラエルが占領した領土が解放されることを意味するようだ¹⁵。

1990年代初頭には、ハマースの精神的指導者であったアフマド・ヤーシーンがイスラエルによるパレスチナ人への攻撃停止を条件に、20年から50年という停戦をイスラエルに提唱していた¹⁶。この「長期のフドナ」は、1967年以降に奪われた権利の回復に専念し、それ以前に奪われた権利（1948年の領土など）は事実上求めないとの立場を前提にしていた¹⁷。

ハマースは、イスラエルとの間で2005年3月から2006年6月に停戦を成立させた。また、もっとも最近では、2008年6月から半年間の停戦をイスラエルとの間で間接的に締結した。この停戦は、2008年12月19日に終了し、その直後にイスラエルによるガザ攻撃が開始された。

フドナをめぐる議論との関係では、イスラエルに対する承認の問題が浮上する。2006年5月にハーリド・マシュアル政治局長は、イスラエルがエルサレムを含む1967年ラインまで撤退し、帰還権を認め、封鎖を解除し、入植地と壁を撤去し、囚人を釈放するのであれば、パレスチナおよびアラブは、シオニストの動きに見合う策を講じることができると述べた¹⁸。マシュアルは、2008年4月、難民の帰還権が実現される状況において、エルサレムを含む1967年占領地のみならず主権を有するパレスチナ国家を樹立することへの支持を表明した¹⁹。また、マシュアルは、こうしたハマースの立場が2006年5月に発表された「囚人文書」に基づくものであると述べた。この点については、同じく2008年4月、ムーサー・アブー・マルズーク政治局次長も同様の発言をした。アブー・マルズークは、ハマースが1967年占領地でのパレスチナ独立国家の樹立を受け入れたことが政治的な進展として言われているが、それは、「囚人文書」に規定されていることであるとの見解を示した²⁰。

ただし、フドナについては、ハマースの総意が存在するのではなく、議論が熟しているわけでもないようだ。

3. ファタハの世代間対立とハマース

ハマースの和平プロセスへの立場は、二国家構想を支持し、実質的に和平プロセスを主導していたファタハとは対照的であった。しかし、2000年9月に第2次インティファダが始まると、ハマースやイスラーム聖戦とファタハの「若手 (young guard)」との間には

協力関係が築かれるようになった。

ハマースは、キャンプデービッド交渉の失敗を当然の帰結と捉えていた。それを表明する声明では、殉教という手段の必要性を訴えていた。その直後に第2次インティファダが発生すると、ハマースは、イスラエルに対する自爆攻撃を強化していった。与党ファタハが有効な策を講じることができない中で、イスラエルに応酬する姿勢を打ち出したハマースは、パレスチナの人々の間に支持を獲得していった。

ただし、ファタハも一枚岩ではなかった。ヨルダン川西岸及びガザ地区で生まれ育ったファタハの若手層は、ハマースと共通の目的を持って第2次インティファダに関与し始めた。それは、イスラエルの治安を悪化させるとともに、オスロ合意以降に確立された既存の政治体制を弱体化させるためであった²¹。ファタハの「古参 (old guard)」は、第2次インティファダの勃発に対処できずに機能不全に陥っていた。

ファタハの古参指導部に対する若手からの反発は、1998年に発足したタンジームに代弁された。タンジームは、ファタハの一機関として、西岸のファタハ支部122カ所で実施された選挙で選出された党员からなる。そのトップは、2002年からイスラエルの刑務所に服役しているマルワーン・バルグーティーである。ハマースが2001年1月からイスラエルに対する自爆攻撃を開始したのに対し、タンジームは、2002年1月に同様の攻撃を始めた。時間的なずれが生じることにはなったが、ファタハの若手とハマースの間には、イスラエルに対抗するための共同戦線がはられるようになった²²。

ガザ地区では、ファタハ若手の代表で治安部隊 (preventive security force) の司令官であったムハンマド・ダハラーンがハマースとの協力を模索し始めていた。それは、2004年4月にアリエル・シャロン・イスラエル首相が宣言したイスラエル軍のガザ地区からの一方的撤退後に同地区において自らの権力を確立するためであった。ダハラーンは、ガザ地区の若手のファタハ党员には一定の支持を集めていた。しかし、それは、イスラエルのガザ撤退後に正当な指導者としてパレスチナ住民の広範な支持を集め得る程ではなかった。一方、1987年にガザ地区で始まった第1次インティファダに伴い組織化されたハマースにとって、イスラエルによるガザ撤退は、自らの戦略の成功として勝利を宣言できるものであり、人々のハマース支持を高めると容易に想像された。そのため、ダハラーンは、ハマースと同盟を結ぶことで、ファタハの古参に対する自身の支持基盤をも強化したい公算があったようだ²³。

最終的に両者の間の協力関係は、ファタハの古参がハマースの真の目的をパレスチナ自治政府の機能不全を招くことにあると判断し、停止を余儀なくされた²⁴。しかし、第2次インティファダ時期のハマースの活動は、和平のパートナーとして国際的にも認識され

ていたファタハの、とりわけ古参の存在が、パレスチナ人の利益に結び付かないことを人々に認識させた。

第2回パレスチナ立法評議会の選挙後、ハマースに敗北したファタハのマルワーン・バルグーティー率いる若手は、その結果を受け入れ、ハマースとの連立への参加を支持するようになった²⁵。若手は、選挙での敗北を古参指導者の汚職と政府を運営する能力の欠如が原因であると非難した。こうした主張を有する若手は、ハマースに対してカルテットが提示した3条件の受入れなどプラグマティックな対応を強要しようとした古参を数で上回っていたことが指摘されている²⁶。ファタハに対しては、ハマースからも連立への参加が要請されていたが、ファタハは、その申し出を受け入れなかった。この背景には、米国の圧力が存在した。米国は、ファタハの古参に対し、ハマースのハニーヤ首相候補（当時）からの連立内閣への参加を断らなければ、ファタハまでもが国際的なボイコットの対象になると迫った²⁷。なお、ハマースが選挙での勝利後、ファタハを始め各派と連立を試みた際の挙国一致内閣綱領草案では、憲章に依拠したパレスチナ全土の解放やシオニスト体制の破壊への言及はなく、1967年占領地への言及が目立っており、二国家解決策への受入れが示唆されていた²⁸。

こうしてファタハとハマースの関係は、アッバース大統領が率いるファタハを中核とする大統領府と、ハマース内閣という二重構造となった。これ以降、両者は、とりわけ警察・治安部隊に対する指揮命令権限の掌握をめぐる熾烈な権力闘争を繰り広げていった。治安権限に関する両者の対立は、和平プロセスに必要なパレスチナ内部の統一を目指す和解協議の進展を阻害することになった。

4. 治安権限をめぐるハマース・ファタハ・イスラエルの三者関係

第2次インティファダの発生後、イスラエルとパレスチナとの中東和平プロセスは停滞を余儀なくされた。キャンプデービッド交渉の失敗にまつわる「神話²⁹」のため、両者が和平交渉を再開するには自治政府への信頼は失墜し過ぎていた。シャロン・イスラエル首相がアラファートを切り捨て、和平交渉が停滞した中で、少なくともその正当性をオスロ合意に依拠していた自治政府にとっては、いかに自らを存続させていくかが死活問題となった。

イスラエルは、その独立以降、外国勢力による自国の壊滅を最大の脅威とし、国家安全保障の確保に邁進してきた。オスロ合意に端を発する一連の和平プロセスは、西岸・ガザ地区でのイスラエル軍の再配備に伴い、イスラエルの治安権限をパレスチナ人に段階的に委譲する実験であった。イスラエルは、それを通して、パレスチナ人が和平をもたらし得

るのか否かを見極めようとしていた。ゆえに、第2次インティファダにハマースなど武装勢力のみならず、自治政府の治安組織要員が参加してもいたことは、イスラエルにとって和平合意違反に等しいものであった。イスラエル軍は、ハマースなどの組織のみならず、自治政府の治安組織も攻撃対象として、2002年以降、西岸への軍事侵攻を開始した。

状況の悪化に対して、米国は、2003年3月、両者に対して「ロードマップ」を提示した。これは、2002年6月にジョージ・ブッシュ大統領が行った演説を基に、二国家構想の実現に向け両者が担うべき責務をタイムフレームとともに明示したものである。自治政府に対しては、暴力およびテロの取締りや治安組織改革などが要請された。依然として、これらに自治政府がどう応え得るのかが評価のメルクマールであった。

2005年1月、アッバースが自治政府大統領に選出されて以降、自治政府は治安組織改革に力を注ぐようになった。2005年11月、米国は、440万米ドルをファタハに対して拠出し、同組織の軍事部門であるアル＝アクサー殉教者旅団を治安部門に吸収するよう指示した³⁰。その結果、アッバースを支える軍事部門は、2500名から3500名へと拡大した。とりわけ、2006年1月のパレスチナ立法評議会選挙によってハマース単独内閣が発足し、ファタハとの間で生じた権力闘争が2007年6月、ハマースによるガザ地区の実効的支配権の掌握という事態へ至ると、国際社会の思惑と相まってその動きが加速していった。その中心となったのは、ハマースによるガザ実効支配を「クーデター」であると非難したアッバースがハニーヤ・ハマース指導者率いるパレスチナ初の挙国一致内閣を解散させ、発足させた臨時内閣のサラーム・ファイヤード首相であった。

治安組織改革については、米国が2005年3月、治安担当調整官事務所を設立し、ハマースの指揮権が及ばない自治政府の大統領直轄の警備隊を始め、治安部隊、警察および内務省といった治安関連組織の充実を図ってきた。2005年12月からはデイトン治安調整官の下、ヨルダンのアンマン郊外にある国際警察訓練センターにおいて、2500～5000名の自治政府治安組織の要員が訓練を受けた。そして、この治安改革は、ハマース政権を財政的に枯渇させ、住民の反感をハマースに向けさせるために、ファタハ支援として設立された「暫定国際メカニズム³¹」の開始に並ぶものでもあった。

自治政府の治安組織はファタハを中心に結成されており、西岸では、それら治安組織がハマースなどの武装集団を急襲・摘発し、現金やコンピュータなどを押収するようになった。2007年11からはナブルス、2008年5月からはジェニン、2008年末からはヘブロンにおいてそれぞれイスラエル軍と自治政府の治安組織の共同作戦が実施された³²。2010年5月に開始された間接和平交渉中には、パレスチナへの信頼醸成措置として西岸の治安をより一層向上させていくために、上記共同作戦が一定の成果を収めたとされる「ジェニン・

モデル」の拡大が検討された³³。選択肢としては、上記共同作戦が一定の成果を収めたとされる①ジェニンでのイスラエル軍による治安回復作戦を完了し、治安権限を自治政府へ引き渡す、②西岸の他都市に「ジェニン・モデル」を適用する、③トゥルカレムおよびカルキリヤで新たなプログラムを実施する、というものであった。

2009年8月には、ファイヤードが「パレスチナ：占領の終了と国家の樹立」という計画書を発表した。これは、「占領の継続にもかかわらず、人々のニーズに応え、その潜在性を開発し、能力を強化することのできるパレスチナ国家の基盤を確立する」ためのものである。2011年8月がその期日とされた。同計画書では、パレスチナ社会における安全保障が国家の最優先かつ根本的な課題であるとされている。

治安組織の再編というスローガンの下での軍事化 (militarization) がこれまでになくファタハとハマースの対立を政治的にした³⁴。エジプトが仲介しているファタハとハマースの和解協議では、ガザ地区においてハマースが組織した治安部門の扱いをめぐり、その解体と再編を主張するファタハと、その維持を目指すハマースとが対立し、内部分裂の解消を阻害している節がある。

むすびにかえて

1994年4月、ハマースは、イスラエルで発生したテロ事件について、1992年に設立されたハマースのイッズッディーン・カッサム部隊の犯行を声明するとともに、イスラエルのイツハク・ラビン首相、同政府、軍隊に対し、無条件に占領地から撤退するよう求めた。撤退がなされなければ、ハマースは、攻撃を連日行うとした。加えて、同声明では、PLOの指導部に対してイスラエルとの和平交渉を停止するよう求め、野党勢力と連帯すべきとした³⁵。

一方、アラファートPLO議長は、1994年10月、ハマースがテルアビブで自爆攻撃を実施したことを非難し、同攻撃が当時イスラエルとの間で進められていたパレスチナ自治政府による残りのガザ地区ひいてはパレスチナ領への統治を阻害するものとの見方を示していた³⁶。しかし、アラファートがイスラエルとの諸合意に基づき、ハマースを始めとするイスラーム武装勢力への対策を講じ始めるのは、1996年1月の自治政府議長及び立法評議会選挙が実施され、オスロ合意に基づいて発足した自治政府に一定の正当性が確保された後であった³⁷。

ファタハとハマースの関係は、将来樹立されるパレスチナ独立国家のあり方を含む和平プロセスをめぐって、各々の原則論に立てば立場を大きく異にしており、和平プロセスの失敗が両者に及ぼす政治的なインパクトも正反対であった。ただし、第2回立法評議会選

挙後、ハマース指導者が和平プロセスの基盤となっている二国家解決策を受け入れるかのような発言を行っている。この点がハマースとイスラエルとの関係性に新たな道を拓くことになるのかは予断を許さないが、ハマースは、和平プロセスにおいて当事者との政治力学において自らの立ち位置を調整している印象を受ける。

パレスチナの内部分裂は続き、和解協議が成果を出す可能性は低い。イスラエルとパレスチナとの和平プロセスが進展することへの見通しは暗く、期待感も薄い。和平プロセスが不在である中で、まずは、フアタハとハマースがどのように関係を改善していくのかが注目される。

—注—

- ¹ Azzam Tamimi, *Hamas: Unwritten Chapter*, London: C. Hurst & Co., 2007, p. 156.
- ² *Mithāq Ḥaraka Muqāwama al-Islāmiya*. (<http://www.aljazeera.net/NR/exeres/235FD81C-8749-4A35-A8D6-047EBA09866D.htm>) 2011年2月24日閲覧。
- ³ Tamimi, op cit, p. 150.
- ⁴ Khalid Amayreh, “ Hamas Debates the Future: Palestine’s Islamic Resistance Movement Attempts to Reconcile Ideological Purity and Political Realism,” *Conflict Forum*, November 2007, p. 2.
- ⁵ 例えば、森まり子「ハマースの理論と対イスラエル和平—プラグマティズムへの変容 1987～2007」『中東研究』508号、47-59頁。
- ⁶ *Al-Dustour*, September 25, 1993.
- ⁷ Ghazi Hamad ed. “Walking a tight rope-Hamas and the Oslo Accords,” *Palestinian Report*, September 17, 2003, vol. 10, no. 12. (<http://www.palestinereport.ps/article.php?article=24>) 2011年2月25日閲覧。
- ⁸ *Al-Markaz al-Filasṭīnī lil I’lām*, November 2, 1999. (http://www.palestine-info.com/arabic/hamas/statements/1999/2_11_99.htm) 2011年2月25日閲覧。
- ⁹ *Al-Markaz al-Filasṭīnī lil I’lām*, July 27, 2000. (http://www.palestine-info.com/arabic/hamas/statements/2000/27_7_00.htm) 2011年2月25日閲覧。その中で、ハマースは、キャンプデービッド交渉の失敗について、シオニストがエルサレムを主権下に置くことを主張したためであるとした。
- ¹⁰ *Al-Markaz al-Filasṭīnī lil I’lām*, November 27, 2009. (<http://www.palestine-info.info/ar/default.aspx?xyz=U6Qq7k%2bcOd87MDI46m9rUxJEpMO%2bi1s7%2bkanBMPzJ7bDsZhOS%2fRTAMLXSJqJNaw4aTGxh9SIPPB7w5%2fEop1L2EtBSYwkBlld9Wn4TEyywM11Vi6DMpgkMH000YacArX0AkSkk%2bDsmw%3d>) 2011年2月25日閲覧。
- ¹¹ *Al-Markaz al-Filasṭīnī lil I’lām*, September 2, 2010. (http://www.palestine-info.info/ar/Data/Files/Contents/Files/statements/2010/sept/bayan_2_9_2010.pdf) 2011年2月25日閲覧。
- ¹² *Al-Markaz al-Filasṭīnī lil I’lām*, “Nubḍa’an Ḥaraka Ḥamās,” September 15, 2006. (<http://www.palestine-info.info/ar/default.aspx?xyz=U6Qq7k%2bcOd87MDI46m9rUxJEpMO%2bi1s7YjyNYgnCrGxy9LphpYtjbpN10jo4ZpAEj22uHhDqul1JcP2sHDtgZlJCR3C2afNaApr%2bmcraAOq3FNcmJIzvxLcU9gqBHHcqmhrDvamPtU%3d>) 2011年2月22日閲覧。
- ¹³ Beverly Milton-Ewards and Alastair Crooke, “Waving, Not Drowning: Strategic Dimensions of Ceasefires and Islamic Movements,” *Security Dialogue*, vol. 35, no. 3 (September 2004), p. 299. (<http://conflictsforum.org/articlepdfs/waving-not-drowning.pdf>) 2011年2月12日閲覧。
- ¹⁴ Ibid.
- ¹⁵ Ibid.
- ¹⁶ Ibid.
- ¹⁷ 森、前掲論文、56頁。
- ¹⁸ *Jordan Times*, May 4, 2006.
- ¹⁹ *Arab News*, April 3, 2008. (<http://archive.arabnews.com/?y=2008&page=4&article=108523&d>)

=3§ion=0) 2011年2月25日閲覧。

- ²⁰ *Al-Markaz al-Filastīnī lil I'lām*, April 22, 2008. (<http://www.palestine-info.info/ar/default.aspx?xyz=U6Qq7k%2bcOd87MDI46m9rUxJEpMO%2bi1s7%2brgt4zberlAndlviG9HUD3M3J3RFCn1MAuEC8BLhKGW0uKXHmHeM3sAooV0h8NTg0hqKaRfMJJEoyqDj3DnOUWeZI6g55EW%2fGYBqq4L1bk%3d>) 2011年2月12日閲覧。
- ²¹ Khalil Shikaki, “The Future of Palestine,” *Foreign Affairs*, vol. 83, no. 6, (November/December 2004), p. 46.
- ²² Menachem Klein, “By Conviction, Not By Infliction: The Internal Debate Over Reforming the Palestinian Authority,” *Middle East Journal*, vol. 57, no. 2 (Spring 2003), pp. 202-203.
- ²³ Shikaki, “The Future of Palestine,” p. 54.
- ²⁴ Klein, op cit, p. 203.
- ²⁵ Khalil Shikaki, *With Hamas in Power: Impact of Palestinian Domestic Development on Options for the Peace Process*, Working Paper 1, Crown Center for the Middle East Studies, February 2008, p. 8. 古参及び若手の定義については、Khalil Shikaki, “Palestinians Divided: Old Guard Young Guard,” *Foreign Affairs*, vol. 81, no. 1 (January/ February 2002), pp. 89-105 を参照。
- ²⁶ Yezid Sayigh, “Including a Failed State in Palestine,” *Survival*, vol. 49, no. 3 (Autumn 2007), p. 16.
- ²⁷ Ibid.
- ²⁸ 森、前掲論文、54頁。
- ²⁹ キャンプデービッド交渉後の記者会見でクリントン米大統領は、イスラエルで長らくタブー視されてきたエルサレムの分割に関するバラク・イスラエル首相の「勇敢な申し出」をアラファート PLO 議長が一蹴したことが失敗の原因であると発言し、この点がキャンプデービッド交渉の失敗原因として通説となっていた。
- ³⁰ Yezid, op cit.
- ³¹ 2006年6月、欧州連合が自身も一員となっているカルテットの要請に応じ、世銀の協力を得て、パレスチナ自治政府との財政的な繋がりのないパレスチナ人支援スキームとして発表した。主に病院や医療クリニックの運営支援、燃料などのエネルギー供給を確保するための緊急救済支援、最貧困層への給付金の支払いなど社会支援の3つを柱とする。
- ³² International Crisis Group, “Squaring the Circle: Palestinian Security Reform under Occupation,” 7 September 2010, pp. 8-9.
- ³³ *Jerusalem Post*, June 10, 2010.
- ³⁴ Sayigh, op cit, p. 20.
- ³⁵ *Al-Dustour*, April 14, 1994.
- ³⁶ *Al-Dustour*, October 22, 1994.
- ³⁷ Morton A. Klein, “Focus on Hamas: The PLO Friend or Foe?,” *Middle East Quarterly*, vol. 3, no. 2 (June 1996), pp. 11-18.